

第8回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和4年1月31日（月）
9時30分から11時20分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・1名（谷口久光会長）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長 (会長代理)	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、ただ今から、第8回日南市農業委員会総会を開会いたします。谷口久光会長より欠席届が提出されております。また、15番谷元英昭委員より早退届が出ております。日南市農業委員会会議規則第3条第3項の規定により、会長代理の私が議長をさせていただきます。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に11番池田陽子委員、14番平賀祐史委員の兩名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。

局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。 本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 6 号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
局 長	提案理由の説明の前に議案の修正が 2 件ございますのでお願いします。まず、総会資料 1 ページ、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請について、受付番号 3 番につきましては、本人から取り下げの申し出がありましたので削除をお願いいたします。また、総会資料 4 ページ、議案第 3 号農地法第 5 条の許可申請について、受付番号 5 番につきましては、申請者本人から取り下げの申し出がありましたので削除をお願いいたします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました 11 件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号 1 番、2 番、4 番から 12 番は経営規模拡大のためとなっております。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、県知事への申請がありました 2 件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号 1 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 2 番は植林のためとなっております。

	局 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、県知事への申請がありました 7 件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が 6 件で、受付番号 1 番はその他、幼稚園施設用地のため、受付番号 2 番は資材置場用地のため、受付番号 3 番は植林のため、受付番号 4 番は宅地分譲用地のため、受付番号 7 番は太陽光発電施設用地のため、受付番号 8 番は一般個人住宅用地のためとなっております。使用貸借権設定が 1 件で、受付番号 6 番は製造販売用地のためとなっております。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、41 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 1 件、更新の利用権設定が 3 件、所有権移転が 1 件、中間管理権設定が 36 件となっております。 次に、議案第 5 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき証明願のありました 3 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番、2 番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、受付番号 3 番は届出人が昭和 39 年競売により山林として取得したもので農地以外の土地になっているため、非農地として証明するものであります。 次に、議案第 6 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、日南市長から当農業委員会の意見を求められていますので、審議していただきますよう提案いたします。内容については、前回策定した平成 29 年 4 月から 5 年を経過するため、農業経営基盤強化促進法及び県基本方針を踏まえた見直しを行うものです。詳細については、全体審議の時に農政課の担当者が説明いたします。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。 なお、本日は農業者年金加入推進対策会議の開催もお願いいたします。地区別審査内で終わらない場合は総会後をお願いいたします。
9 : 39	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
10 : 14	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 11 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 1 番、2 番について説明します。 まず、受付番号 1 番ですが、1 月 24 日に譲渡人及び譲受人に電話で確認しました。申請地は南郷地区中村で、ハートフルセンター手前に広がる新開地域です。ハートフルセンターに向かって最初の右側 1 枚目、2 枚目、9 枚目の田 3 筆です。譲渡人は昨年相続により所有者となりましたが、県外在住で耕作は出来ないということで今回の申請となったようです。譲受人は水稻を作付けされるということで、問題ないと思います。 次に、受付番号 2 番について説明します。1 月 25 日に譲渡人及び譲受人に電話で確認し現地確認しました。申請地は、潟上小学校から串間方面へ 7 km の大牟礼集落の公民館裏手に広がる段々の水田です。譲渡人は規模縮小、譲受人は生産牛農家で今後は牧草

	田 中	を作付けされるということです。問題ないと思います。ご審議お願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番から 11 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。まず受付番号 4 番について説明します。1 月 25 日、譲渡人、譲受人に電話確認し現地確認しました。申請地は南郷町谷之口地区で国道 220 号線を南郷から串間方面へ向い左手に広がる田園地帯の一画になります。ＪＲ日南線の線路下になります。譲渡人は宮崎市在住で管理が出来ず譲受人に譲るとのことです。譲受人は稲作 2.5ha の専業農家で、隣接している田も耕作しています。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 5 番から 11 番まで譲受人が同じですので一括して説明します。1 月 25 日、26 日にかけて譲渡人、譲受人に確認し現地確認しました。この案件は 1 年ほど前から相談を受けていた案件です。申請地は南郷町津屋野地区で別紙資料の赤線で囲まれた所です。写真の下側に国道 220 号線、ＪＲ日南線谷之口駅があります。左側に老人ホーム、右上に譲受人の自宅があります。譲受人は現在津屋野地区に 25 a、鹿児島県の大隅に 70 a のマンゴーハウスを持っていますが、大隅のハウスには 1 時間余りをかけての通勤農業となっており、自宅周辺に園地を持ち利便性を図るということで取得する案件です。申請地は譲渡人の自宅より 300m 以内にあり、5 番から 11 番まですべての譲渡人が規模縮小されるそうです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 12 番についてします。1 月 24 日、譲渡人、譲受人に確認し現地調査しました。申請地は南郷町榎原地区で、国道 220 号線から 200 m 入った中講担い手研修所から市道を西に 600m の市道沿いの田です。譲渡人は宮崎市在住で離農されており、隣接する農地を所

10:21	倉 元	有する譲受人に相談されたそうです。譲受人は果樹、稲作の専業農家です。特に問題はないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 1 番について説明します。1 月 25 日、申請人立会いのもと現地確認しました。申請地は、戸高三丁目で農産物直売所の北西側 100m の田です。申請人は、現在の自宅が東九州自動車道の道路用地として収用されることになり、申請地に自宅を新築するものです。なお建築にあたっては北側は道路、南側は宅地、東側は田、西側は原形変更済みの田となっています。雨水は北側側溝に放流し生活排水は合併浄化槽で処理をする計画となっています。申請地周辺はコンクリートブロック塀で区画し、土砂の流出を防ぎます。なお土地改良区の意見書が付いていませんでした。後ほど事務局の説明をお願いします。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 2 番について説明します。1 月 26 日申請人立会いのもと現地確認しました。申請地は伊比井地区で、国道 220 号線沿い伊比井橋を渡って左折し約 4 km 入った山間部です。昭和 38 年頃は農産物を生産していましたが、周り一帯が山林で日当たりが悪くなり、

川 添	鳥獣被害もあって昭和 55 年頃に杉を植林したとのことです。今回伐採時期が近くなり、伐採後も杉を植林したいとのことで今回の申請となりました。隣接する土地に農地は無く、始末書も添付されており特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今、各担当委員の報告がございましたが、ここで受付番号 1 番について事務局の見解をお願いします。
事務局	受付番号 1 番につきましては、第 3 種農地であります。土地改良区の管轄する農地でありましたが、申請の段階では土地改良区の意見書が添付されていませんでした。意見書を後日添付するということで受付し、申請人より土地改良区への意見書を依頼されましたが、土地改良区としては 2 月でないと意見書を出せないということでした。土地改良区の意見も踏まえながら転用が必要です。許可相当には当たらないのではないかと考えています。委員の皆様で許可相当とすべきか否かご審議いただきたいと思います。
議 長	ただ今の説明に対し、質問はありませんか。
谷 元	はい。議長。
議 長	はい。谷元委員。
谷 元	はい、15 番谷元です。議長が当土地改良区の会長ですが、どのような見解なののでしょうか。事後であるけれど許可が必要であるということであれば意見書も問題ないということであれば認定ということでのよいのではないのでしょうか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	確かに議長が当土地改良区の会長でいらっしゃいますが、吾田土地改良区の立場としましては、意見書申請がありましたのが 1

事務局	月 6 日、今月の農地法の申請月でした。土地改良区としては、月末の総会を経て 2 月に意見書をお出ししますということでしたので意見書が添付できないという結果に至りました。
谷 元	はい、議長。
議 長	はい、谷元委員。
谷 元	はい、15 番谷元です。経緯はわかりました。担当の農業委員も調査されていますので、調査で問題ないという状況であれば許可相当としていいのではと思います。
田 中	はい、議長。
議 長	はい、田中委員。
田 中	はい、7 番田中です。厳密に言えばそもそも書類不備の状態を受付けたらいけなかったのではないのでしょうか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局どうぞ。
事務局	確かに受理すべき案件ではなく、事務局も深く反省しております。申請から今日に至るまで土地改良区や申請人の調整を行い意見書の提出が可能であればということでしたが、結果的に出ないということでありました。
山 本	はい、議長。
議 長	はい、山本委員。
山 本	はい、17 番山本です。調査の段階で申請人に聞いたのですが、今回の案件は、県から 10 月に立ち退きの相談が来て急遽だったようです。厳密に言えば、皆さんが言われる通りですが、公共性、緊急性もあって穏便な判断をしないとイケないのではないかと

山 本	思っています。早く埋め立てたいとの意向もありましたが、許可出てから埋め立てるように指導はしましたが、話が進み、家を取り壊されたらアパート住まいになってしまいますので、そこらへんの融通は付けられないものかなあとと思います。
議 長	はい。発言させていただきます。吾田土地改良区の立場としては、5、6年前から月末締め申請書受付、次の月初めの許可としております。これは日南市の司法書士会にも通知しております。以前は当月受付、当月許可していたのですが、途中で同じ案件を何度も審議する事案が出てきたり、後付けで提出するからというような事案が発生しまして、書類がそろわない、総会が終わった後に書類が届くというようなことがあり、現在の申請許可の流れになっています。日南市に5つの土地改良区があり、吾田地区と飢肥・酒谷地区に市街地区域がございます。他はすべて農振地域です。申請許可については、各土地改良区でまちまちです。吾田土地改良区としてはルールどおりやります。
稲 山	はい、議長。
議 長	はい、稲山委員。
稲 山	はい、10 番稲山です。2 月には意見書は出るのですか。
事務局	1 月に意見書の依頼をされたとのことで、2 月には意見書は出るとお聞きしています。
議 長	他にございませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 2 号について、受付番号 1 番、2 番分けて採決したいと思います。まず、受付番号 1 番につきまして許可相当と判断される方の挙手をお願いします。許可相当に当たらないという方が多数ですので、許可相当に当たらないとすることに決定しました。次に受付番号 2 番につきまして許可相当と判断される方の

10:33	議 長	挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について7件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10番稲山です。受付番号1番について説明します。1月26日、譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人については直接会って確認しました。申請地は飢肥地区板敷飛ヶ峰で、振徳高校より東側に約1km入った田2筆です。耕作放棄地として現在は山林化していました。譲受人は社会福祉法人で、認定こども園を経営されており、申請地に子供教育の一環としてアスレチック場を建設されるということです。周囲は道路と水路に囲まれ、水路を挟んで農地はありますが、水路の幅が2m、深さ1.5m程ありますので、農地への影響はありません。周囲にフェンスを設けて幼児への危険防止と農地への影響を避けるということです。管理については地域住民から苦情が出ないようにしていただくようお願いしました。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。受付番号2番について説明します。1月28日に譲受人に電話連絡し確認しました。この案件は、10月の総会議案第5号農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更を行ったものです。申請地は酒谷2区、国道222号線沿いにある譲受人所有の材木置場の一部です。既に造成されており、周囲に影響を与える農地はありません。
	議 長	続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16番山口です。まず、受付番号3番について説明します。1月24日に譲渡人、譲受人に電話連絡し、1月26日譲渡人と現地調査しました。譲受人は市内で林業を営む方です。申請地は飢肥

	山 口	地区楠原で、串間から北郷への広域農道の山ノ口橋交差点から串間方面へ 2.4 km 進んだ地点を道路左側から東の方へ約 2 km の丹後水です。譲渡人は亡き両親から相続後、会社勤めだったため管理が出来ず、荒地になるのを防ぐため農地転用の手続きを知らず無断で杉を植林したそうです。譲受人は杉を伐採し、今後は杉を植林するそうです。周辺は山林化しており影響を与える農地はありません。雨水について自然浸透します。始末書も添付しており問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。 次に、受付番号 4 番について説明します。1 月 24 日に譲渡人、譲受人に電話連絡し、1 月 27 日譲受人と現地調査しました。譲受人は市内で建築業を営む方です。申請地は飢肥地区楠原で、飢肥城観光駐車場から酒谷川に架かる城之下橋を渡り右手の工務店を右折し 100m 地点の田です。譲渡人は、高齢で後継者もないことから譲受人に売買されるとのことでした。譲受人は建売住宅を 2 棟建築予定です。周囲に影響を与える農地はありません。境界にはブロック塀を設置し土砂の流出を防ぎます。排水については現状の排水溝を利用し、家庭排水は合併浄化槽で処理します。旧楠原土地改良区の下耕整といいまして、農振農用地から外れて宅地化しています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 6 番について説明します。1 月 26 日に現地確認しました。申請地は戸高一丁目、県総合庁舎正門の道を挟んで真正面です。貸付人には確認が取れませんでした。貸受人とは親子関係です。貸受人は、申請地に販売店舗を建設する予定です。なお、生活排水は日南市公共下水道へ接続し、雨水は道路側溝に流出する計画となっています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番、8 番について、担当委員より報告願います。

10 : 45	田 端	はい、2 番田端です。まず、受付番号 7 番について説明します。1 月 23 日、譲渡人、譲受人に電話確認し現地確認しました。申請地は吾田地区星倉で、二ノ丸団地の一番奥です。譲受人は、現在太陽光発電施設を建設中ですが、建設用地に一部譲渡人の土地 146 m²が入っていることがわかり、工事を一旦中止し今回の申請となりました。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。 次に、受付番号 8 番について説明します。1 月 23 日、譲渡人、譲受人に電話確認し現地確認しました。申請地は吾田西四丁目で、星倉山瀬公民館から吾田小学校下の旧道を東北に進んだ住宅街の一画の畑です。譲渡人は以前から不動産業者に販売を依頼しておりました。譲受人は、現在家族 2 人で借家住まいですがここに住居を新築したいということです。周囲はブロック塀で囲み、土地の低い南側は L 型擁壁を設置するとのこと。生活排水は日南市公共下水道に接続し処理します。土地改良区区域外です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 41 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。受付番号 1 番について説明します。1 月 24 日、貸付者、借受者に電話連絡し現地確認しました。申請地は、大窪地区寺村で、広域農道沿い寺村トンネル塚田側 200m 手前の道路左に面した一筆の田です。大窪地区の井上委員にご協力いただき調査しました。貸付者は規模縮小、借受者はミカン栽培農家で新たにミカンの木を植えられるとのこと。雨水は自然浸透

山 口	処理します。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 2 番について説明します。1 月 26 日、27 日現地調査しました。申請地は北郷町大藤地区で、大藤信号を右折し、次の交差点を右に行った 3 筆の田です。借受者は北郷で大規模稲作農家です。更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番、4 番について担当委員より報告願います。
河 野	はい、3 番河野です。まず、受付番号 3 番について説明します。1 月 25 日、貸付者、借受者に電話で確認し、1 月 29 日借受者と現地確認しました。申請地は北郷町倉迫地区で、倉迫公民館前の 4 筆、倉迫神社周辺の 5 筆です。貸付者は会社員のため農業に従事しておらず、借受者は親戚関係で施設栽培、水稻栽培をされている農家です。更新ですので問題ないと思います。 次に、受付番号 4 番について説明します。1 月 25 日、貸付者、借受者に電話で確認し、1 月 29 日借受者と現地確認しました。申請地は北郷町内之田地区で、内之田駅から北郷方面へ向かい花屋を右折し 300m 先のハウスです。貸付者は高齢のため耕作が困難で後継者もないことから借受人に更新するということです、借受者は 5 年前に就農し今後も農業に従事するということで問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	ただ今、各担当委員から利用権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、

10:54	議 長	議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 5 番について担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 5 番について説明します。1 月 25 日、譲渡者、譲受者に連絡し現地調査しました。申請地は、南郷地区榎原で、国道 220 号線沿い橋の口橋から北へ 300m の田尾地区の一画の畑です。譲受者は母牛 160 頭、肉牛 20 頭の畜産農家です。譲渡者は高齢により経営規模縮小です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
10:56	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 6 番について担当委員より報告願います。
	井 上 (友)	はい、1 番井上です。受付番号 6 番について説明します。1 月 25 日、電話確認しました。申請地は、吾田地区中隈谷で、中隈谷公民館から北へ 900m の道路左下の田です。綺麗に耕作されていました。中間管理権設定ですので特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番について担当委員より報告願います。

	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 7 番について説明します。1 月 25 日、貸付者立会いのもと現地調査をしました。貸付者は高齢のため離農しています。申請地は、吾田地区下隈谷で、県道 436 号線を串間方面へ南下し、酒造会社を過ぎ左折し 100m 行った右手の田です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 8 番について説明します。1 月 24 日、現地調査をしました。申請地は、東郷地区益安で、東九州自動車道東郷インター交差点から出て市道を東へ約 300m の田です。以前も中間管理権設定していましたが、高速道路の買収で面積が変更になったため再度設定するものです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 9 番について担当委員より報告願います。
	福 井	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井です。受付番号 9 番について説明します。1 月 24 日貸付者に電話確認し、1 月 25 日現地確認をしました。申請地は、細田地区下方で、下方営農研修センターから津屋野方面に 400m の爪倉橋手前右手の田です。中間管理権設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 10 番について説明します。1 月 28 日貸付者立会いのもと現地確認しました。申請地は北郷地区郷之原で、県道日南高岡線沿い山澄橋周辺の農地です。中間管理権設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。

議 長	続きまして、受付番号 11 番について担当委員より報告願います。
田 中	はい、7 番田中です。受付番号 11 番について説明します。1 月 24 日貸付者に確認しました。申請地は南郷地区潟上で、国道 220 号線から潟上方面へ抜ける農免道路と県道南郷北方線との交差点に隣接する 4 筆です。中間管理権設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 12 番について担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 12 番について説明します。1 月 25 日貸付者に電話確認し現地調査しました。申請地は南郷地区中村で、南郷駅から旧農林高校へ向かい左手に広がる農地の一画です。現在は飼料作物が栽培されています。中間管理権設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 13 番から 20 番について担当委員より報告願います。
加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 13 番から 20 番まで一括して説明します。1 月 28 日から 1 月 30 日にかけて電話確認と現地確認を行いました。申請地は南郷地区中村新開で、南郷ハートフルセンター手前に広がる水田の一画です。受付番号 13 番と 18 番以外の方は農業されていません。中間管理権設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 21 番から 41 番について担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 21 番から 41 番まで一括して説明します。1 月 24 日から 1 月 30 日にかけて貸付者に電話確認と現地確認を行いました。申請地は南郷地区榎原 82 筆と新開 9 筆の合計 91 筆です。ほとんどが高

11:03	倉 元	齢化と後継者がいないことからの設定です。中間管理権設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	事務局	はい、議長。
	議 長	はい、事務局どうぞ。
	事務局	中間管理権設定についてですが、市が分筆、買収する案件で利用権が設定されている農地について、事前に耕作権が伴う土地の確認がなかったというご意見が、先ほどの地区部会であがってありました。今回の案件は水道関係の案件でした。このことを踏まえて、買収する際の利用権設定の確認、設定先の対象者への報告をするように事務局より関係各課へ周知させていただきたいと思えます。以上です。
	議 長	次に、議案第 5 号、非農地証明願について、3 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 1 番について説明します。1 月 29 日、願出人立会いのもと現地確認しました。申請地は東郷地区益安で、県道 27 号線から山間部へ約 2 km 入った所です。以前は柑橘類を作っていたそうですが昭和 57 年頃から耕作放棄されて現在は竹林と雑木等で覆われていて山林の状態です。また法面で平地は無く農地の復元は物理

	平 方	的に著しく困難であると思われます。非農地証明は問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、5 番杉本です。受付番号 2 番について説明します。1 月 26 日、願出人立会いのもと現地確認しました。申請地は細田地区西寺で、西寺研修センターより酒谷方面へ約 300m の願出人の自宅から南へ約 100m の 9 筆です。周囲は雑木と杉で覆われていて日当たりも悪く、急斜面で農機具等が入る余裕も無く農地の復元は物理的に著しく困難であると思われます。非農地証明は問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 3 番について説明します。1 月 24 日、願出人代理人立会いのもと現地確認しました。申請地は大窪地区で、大窪神社より北西へ 4 km、柑橘園地帯から山岳部へ入り進行方向右手にある山林です。申請地については昭和 39 年に山林として競売にて取得されましたが、今回土地を山林として売買するにあたり地目が農地であることが判明したため申請に至ったそうです、周囲に農地は無く、山林に囲まれています。始末書が添付されており、非農地証明は問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。

11:07	議 長	次に、議案第 6 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、農政課職員より説明させます。 はい、農政課の谷口です。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてご説明いたします。提案の理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定に基づく、本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定となっております。農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定により農業委員会への意見を求めるということが定められているため本案を提出するものです。改正の要旨であります、まず、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想とはという所でございます。当基本構想は、農業経営基盤強化促進法の目的である効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、とありますが、効率的かつ安定的な農業経営というのが認定農業者を含む中心農業体でございます。この認定農業者等が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に資するため、市が作成するものでございまして、県が定めた「基本方針」に従いながら市が策定するものであります。次の 2 番ですが、基本構想の見直しの背景という所でございますが、おおむね 5 年ごとに、その後の 10 年を見通して定めるものとされております。前回策定されたのが平成 29 年 4 月でございますので、今回見直しとなりました。先ほども申しましたが、農業経営基盤強化促進法及び県基本方針の見直しを踏まえた見直しを行なうものでございます。次に 3 番、見直しの視点・ポイントでございますが、大きく 3 つでございます。まず (1) 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う見直しが 1 点でございます。これは、農地利用集積円滑化団体の廃止されたことによるものです。次に (2) 県基本方針の見直しを踏まえて、基本的な事項など整合を図るという所です。そして (3) 新たな農業経営の指標の追加でございます。主な改正内容でございますが、一つ目が認定農業者等の年間農業所得の目標の改正でございます。補助的家族従事者の年間農業所得を「170 万円」から「180 万円」に見直しております。これは県の方の見直しがございまして従事者所得を試算するところが、パートタイマーの賃金を基本としておりその単価が上がったことによる見直しで年間 10 万円上がったということでございます。続いて二つ目でございますが、新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標の改正でございます。これまで、
-------	-----	--

	農政課 (谷口)	新規就農者として年間「18人」を「20人」にさせていただいております。これは、県の目標設定が年間380名から500名と大幅に増えているという所でございます、それに伴いまして本市の目標を2名追加するとさせていただいております。続いて三つ目でございますが、防災営農の推進に関しまして現状に合わせた改正ということで「地球温暖化等による気候変動」、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響」及び「南海トラフ地震」の事案を追加修正しているところでございます。四つ目は「農地利用集積円滑化団体」から「農地中間管理機構」への変更及び農地利用集積円滑化団体の削除、五つ目は、農地利用集積円滑化団体の廃止に伴う事業項目の削除でございます。六つ目でございますが、農業経営の指標中細かな変更がございます。農業経営の規模（作付面積）、生産方式（資本装備）及び経営管理の方法の変更がございます。最後に農業経営の指標中の営農類型の削除及び追加したものがございます。お手元に二つ現行と改正案という資料をお配りしております。小さい文字の方の1ページ、別表1が指標となります。削除したものといたしましては、別表1の4ページにあります営農類型の施設花き＋たばこ＋早期水稻、農業経営の規模のスイートピー、たばこ、早期水稻を削除させていただいております。4ページ下の営農類型の施設花き複合型、農業経営の規模のスイートピー、ホオズキを今回追加させていただきたいと考えております。もう一つ、削除したものが7ページの営農類型の施設果樹＋亜熱帯性果樹、農業経営の規模のハウス金柑、亜熱帯性果樹を削除させていただきたいと考えております。本冊に戻っていただきまして今後のスケジュールでございます。この基本構想の施行日を令和4年4月1日に予定をしているところでございます。これは、県下全市町村でこの日程で作業を進めております。今後のスケジュールといたしましては、本日の農業委員会総会で提案させていただいて2月中旬に県のヒアリングがございます。2月下旬に県との協議があります。これは法に基づくものであります。3月上旬に県から同意をいただきまして3月下旬に市基本構想の公告となっております。説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質問はございませんか。

11:15	議 長	私からよろしいでしょうか。別表1の4ページ、営農類型の施設花き＋たばこ＋早期水稻、農業経営の規模のスイートピー、たばこ、早期水稻が改正案ではなくなっていますが、施設花きとは合致しないのですか。
	農政課 (谷口)	複合でやっていらっしゃる方が、現在いらっしゃらないことからでございます。この指標というのが認定農業者の基本的な指標になってきますが、この指標にないものにつきましても年間所得、労働時間等クリアするようものであれば、認定農業者に認定しているというような取扱いにしているところでございます。あくまでも目安というような形で考えていただければと思います。
	議 長	他に質問はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて策定内容が妥当であると思われる方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり同意とし、農政課にその旨回答いたします。
	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 その他ございませんか。
11:20		なければ、事務局説明をお願いします。 《報告事項》 終 了

第8回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 山元陸愛 

署名委員 池田陽子 

平賀祐史 